

公的年金からの 市民税・府民税・森林環境税 年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税等を年金支給時（年6回）に年金から天引き（特別徴収）し、市に納付する制度です。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税等の税率や税額が変更になったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができません。

(例) 前年度と今年度の市・府民税の年税額が 6万円(年金所得のみ)の場合

1 特別徴収を開始する初年度の納め方

徴収方法	納付書や口座振替で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
徴収月	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

2 前年度に特別徴収だった人の翌年度以降の納め方

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の年税額の1/6ずつ			(本年度の年税額－仮徴収)の1/3ずつ		

特別徴収の初年度

=【表1】

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人（4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人）は、年金にかかる市・府民税等の年税額の4分の1ずつを今までどおり納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただき、残りの税額は10月、12月、2月の3回に分けて、年税額の6分の1ずつを年金から引き落とし（特別徴収）します。

翌年度以降は 8月まで仮徴収

=【表2】

年度の前半（4月、6月、8月）は、前年度の税額の6分の1ずつを年金から特別徴収（仮徴収）します。6月に市・府民税等の年税額が決まった本年度の後半（10月、12月、2月）は、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額の3分の

1ずつを年金から特別徴収（本徴収）します。

特別徴収が 中止になる場合

次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止され、納付書または口座振替による納付（普通徴収）に変更となります。

- ①介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
 - ②年度途中で転出した
 - ③死亡した
 - ④税額に変更があった
 - ⑤1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった
- ※年金からの特別徴収の中止処理に時間がかかるため、中止の時期に特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されます。
- ※①、②、④は、一定の要件の下、特別徴収が継続される場合があります。

☎税務課市民税係(☎983-1113)

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を

市・府民税（第3期分）・国民健康保険料（第5期分）の納期限は10月31日（金）です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamiPay)、地方税お支払サイト(※)、市役所で納付

してください。

※市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の税目に限り、地方税お支払サイトで納付いただけます。詳しくは



市ホームページ

こちらの二次元コードから。口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日

までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）

国民健康保険証の有効期限は12月1日(月)まで

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は ご自身でマイナポータルで確認できます！

いますぐ手元で
できるよ

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



※登録状況未確認の状態でも、受診時に医療機関等にマイナンバーカードをお持ちください。顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、登録済みであればそのまま使うことができ、未登録であればその場で利用登録をすることができます。

現在発行している**保険証・資格確認書**の有効期限は、**12月1日(月)まで**です。マイナンバーカードの保険証（以下、「マイナ保険証」）の利用登録をしている人は、今後はマイナ保険証を利用していただくこととなります。

マイナ保険証の 利用登録がある人

「資格情報のお知らせ」を11月中旬に普通郵便で送付します。このお知らせは、医療機関等でカード読み取りエラーで、マイナ保険証が使用できない等の例外的な場合に、マイナンバーカードとともに医療機関に提示するもので、**資格情報のお知らせだけでは受診することができません。**

マイナ保険証の 利用登録がない人

「資格確認書」を11月中旬に簡易書留で送付します。この確認書は、従来の保険証と同じカード型で、医療機関に提示していただくものになります。

☎国保医療課国保年金係(☎983-2962)